○農林水産省告示第二千百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年九月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市大月字赤道三五の二、三六、三七の一、字東ノ入八三七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年九月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭北川字高野瀬一の一、二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年九月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区名倉字午王戸四五四九の七・四五四九の九・四五四九の一三・四五六二の五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、四五六二の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年九月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県熱海市下多賀字二ノ倉一五〇一の一三（次の図に示す部分に限る。）、一五〇一の一四、字大洞一五〇七の五八・一五〇七の五九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五〇七の六〇、一五〇七の六から一五〇七の六九まで、一五〇七の八〇、一五〇七の八三、一五〇七の八四、一五〇七の八七、一五〇七の八八、一五〇七の九〇、一五〇七の九一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び熱海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年九月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字片倉二一一二一の九、一一一二一の一〇

（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年九月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　電気通信設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年九月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市城崎町湯島字寺ノ谷八〇六の二から八〇六の一〇まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年九月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町福知字田ノ小屋一七五七の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百六十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、飯能都市計画事業飯能大河原土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年九月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　縦覧開始の日　平成二十四年九月四日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県飯能市仲町十二番九号ＹＫＳ飯能駅前ビル三階　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部埼玉西部開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第九百六十七号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年九月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＬＭ	141625	ＣＡＰＥ　ＳＡＬＶＩＡ	平成24. 7.30
７ＪＬＵ	141656	第一恵比須丸	24. 7.19
７ＪＭＤ	141690	ＣＡＰＥ　ＦＵＴＵＲＥ	24. 7. 6
７ＪＭＧ	141699	ＳＡＮＧＥＥＴ	24. 7. 3
７ＪＭＨ	141701	第八十八博洋丸	24. 7.13
７ＪＭＩ	141712	第五十三進洋丸	24. 7.23
７ＪＭＭ	141722	第八三笠丸	24. 7.30
ＪＤ3315	141616	なえば丸	24. 7. 9
ＪＤ3321	141630	弥彦丸	24. 7.10
ＪＤ3347	141655	第六十八善龍丸	24. 7. 2
ＪＤ3357	141675	フェリー琉球	24. 7. 4
ＪＤ3369	141687	第八あたご丸	24. 7. 5
ＪＤ3371	141691	第十一近雄丸	24. 7.12
ＪＤ3373	141693	有駿	24. 7.11
ＪＤ3377	141703	第2102いかり丸	24. 7. 6
ＪＤ3379	141706	吉野丸	24. 7.23
ＪＤ3381	141708	第六青鷹	24. 7.13
ＪＤ3382	141709	第三内海丸	24. 7. 5
ＪＤ3386	141717	大晴	24. 7.19
ＪＤ3388	141719	翠龍	24. 7.25
ＪＤ3391	141725	第十七霧島丸	24. 7.23
ＪＤ3393	141728	しょうりゅう	24. 7.19
ＪＤ3394	141729	第八光潤丸	24. 7.23
ＪＤ3397	141738	第三神協丸	24. 7.23